

20210630_【感染症情報】 フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その39：フィリピン及びグリーン国／管轄地域で新型コロナウイルス・ワクチン接種を完了した者のフィリピン入国者に対するガイドライン（6月28日発表））

【ポイント】

●6月28日、フィリピン政府は、フィリピン及びグリーン国／管轄地域で新型コロナウイルス・ワクチン接種を完了した者のフィリピン入国者に対するガイドラインを発表しました。

【本文】

1 6月28日、フィリピン政府は、フィリピン及びグリーン国／管轄地域で新型コロナウイルス・ワクチン接種を完了した者のフィリピン入国者に対するガイドラインを発表しました。

・新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）決議第123-C号（フィリピン及びグリーン国／管轄地域で新型コロナウイルス・ワクチン接種を完了した者のフィリピン入国者に対するガイドライン）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/06jun/20210628-IATF-RESOLUTION-123-C-RRD.pdf>

(1) 7月1日から、フィリピンにおけるコミュニティ隔離措置に関するオムニバス・ガイドラインの規定に係わらず、渡航歴に関係なく、フィリピンで完全な新型コロナウイルス・ワクチン接種を受けた全ての者のフィリピンの空港／港からの海外渡航、及び海外でワクチン接種を受け、フィリピン到着14日前に「グリーン」国／管轄地域のみ滞留した者は、以下のガイドラインに準拠するものとする。

(2) 「グリーン」国／管轄地域は、フィリピン保健省（DOH）によって以下のように疾病発生率が「低リスク」として分類された国／管轄地域とする。

(ア) 10万人を超える人口の場合、発生率（人口10万人あたりの過去28日間の累積新規症例）及び、新規症例の実績（過去28日間の毎日の新規症例の傾向）。

(イ) 人口が10万人未満の場合、技術諮問グループの規定に従って、COVID-19の症例数（過去28日間の累積新規症例）と新しい症例の実績。

(3) 以下の者は、完全に新型コロナウイルス・ワクチン接種を受けたと見なされる。

(ア) 2回の接種を必要とするワクチンの場合、2回目を摂取してから2週間以上経過した者

- (イ) 1回の接種を必要とするワクチンの場合、摂取から2週間以上経過した者
- (ウ) 個人に投与されるワクチンは以下のいずれかを使用するものとする。
 - (i) フィリピン食品医薬品局によって発行された緊急使用許可、もしくは特別許可が出ているワクチン。
 - (ii) 世界保健機関（WHO）の緊急使用リスト。

- (4) 完全にワクチン接種を完了した者は、ワクチン接種の証拠として以下を携行する。
 - (ア) フィリピン国内で完全にワクチン接種を受けた者は、フィリピン出国前に、情報通信技術局のワクチン接種記録を通じて発行された証明書、または、ワクチン接種を実施した地方自治政府保健担当官が発行した証明書。
 - (イ) フィリピン以外の国／管轄区域で完全にワクチン接種を受けた者は、フィリピン海外労働局（POLO）を通じて検証されたワクチン接種の公式文書を携行するか、国際予防接種証明書（International Certificate of Vaccination）を提示する必要がある。
 - (ウ) 上記文書は、フィリピン入国する際に、これを検疫局（BOQ）に提示し、空港の運輸省総合サービス（OSS）受付にて確認を受ける。

(5) 渡航歴に関係なく、フィリピンで完全にワクチン接種を受けた全ての再入国者、及び、海外でワクチン接種を受け、到着前14日間に「グリーン」国／管轄区域のみに滞在した者は、到着日を初日として、7日間の隔離施設における隔離を行う必要がある。

(6) 上記(3)の隔離期間中の7日間は、検疫官から厳格な監視を受ける。その後、個人で症状の発症がないか、7日間の自己監視することが義務づけられる。

(7) 7日間の隔離施設における隔離の対象となる全ての到着者は、到着日を初日として、5日目にPCR検査を受けることとなる。

PCR検査で陰性の結果が出た場合、7日間の隔離施設での検疫を完了するが、陽性であることが判明した場合、規定された隔離プロトコルに従わなければならない。

(8) 7日間の隔離期間の完了後、検疫官は、個人のワクチン接種状況を示す検疫証明書を発行する。

(8) 上記の対象とならない完全にワクチン接種した全ての到着者は、フィリピンにおけるコミュニティ隔離措置に関するオムニバス・ガイドラインに規定されている検査及び検疫プロトコルに準拠する。

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュ

ニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

・新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）決議第 123-C 号（フィリピン及びグリーン国／管轄地域で新型コロナウイルス・ワクチン接種を完了した者のフィリピン入国者に対するガイドライン）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/06jun/20210628-IATF-RESOLUTION-123-C-RRD.pdf>

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●在フィリピン日本国大使館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等）

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

●日本外務省・海外安全ホームページ（感染症危険情報：フィリピン）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsphazardinfo_013.html#ad-image-0

※現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」が発出されています。

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

（問い合わせ窓口）

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032）231-7321

FAX：（市外局番 032）231-6843

ホームページ：https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html